

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第2区分  
 【発行日】平成22年8月5日(2010.8.5)

【公表番号】特表2009-540961(P2009-540961A)  
 【公表日】平成21年11月26日(2009.11.26)  
 【年通号数】公開・登録公報2009-047  
 【出願番号】特願2009-516722(P2009-516722)  
 【国際特許分類】

A 6 1 B 17/34 (2006.01)

A 6 1 M 25/08 (2006.01)

A 6 1 B 18/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/34

A 6 1 M 25/00 4 5 0 N

A 6 1 B 17/36 3 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成22年6月21日(2010.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医療用機器又は治療用装置を心臓の心房領域の周囲に指向させるイントロデューサであって、

湾曲した遠位出口と、

近位把持端部と、

前記湾曲した遠位出口が前記イントロデューサの直線の近位領域における通路の軸を通して形成される平面から湾曲している角度が、10度以上90度以下である、イントロデューサ。

【請求項2】

前記角度は、30度以上65度以下である、請求項1に記載のイントロデューサ。

【請求項3】

前記角度は、40度以上60度以下である、請求項2に記載のイントロデューサ。

【請求項4】

前記近位把持端部は、浮き出し模様又は手触り感のある、手によって把持される領域を有する、請求項1～3のいずれかに記載のイントロデューサ。

【請求項5】

前記イントロデューサは、少なくとも部分的に透明である、請求項1～4のいずれかに記載のイントロデューサ。

【請求項6】

前記湾曲部位の長さは、機器又は治療用装置が前記イントロデューサの通路を挿通されてヒトの心臓の左心房の近傍の肺静脈領域の周囲を指向するように形成されている、請求項1～5のいずれかに記載のイントロデューサ。

【請求項7】

前記湾曲遠位出口における前記曲率は、前記イントロデューサの遠位端部の外径の約2倍の直径の円によって規定される、又は、前記曲率は、前記イントロデューサの遠位端部

の外径の2倍よりも大きい直径の円によって規定される、請求項1～6のいずれかに記載のイントロデューサ。

【請求項8】

さらに、少なくとも一つのポートを前記イントロデューサの前記近位端部に備える、請求項1～7のいずれかに記載のイントロデューサ。